

あすばる大崎及び物産館の無償譲渡について

問 企画調整課 広報観光係
☎476-1111 (225・226)

■広域交流活性化センターあすばる大崎及びあすばる物産館の無償譲渡先の決定について

現在、皆様方にご利用いただいております、広域交流活性化センターあすばる大崎及びあすばる物産館につきましては、これまで指定管理制度により管理運営を行ってまいりましたが、令和3年度から当該施設を民間に無償譲渡することとし手続きを進めてまいりました。

その結果、令和2年12月に開催されました大崎町議会において関連議案が可決され、次のように無償譲渡先が決定しましたのでお知らせします。

①無償譲渡する財産の名称

- ・広域交流活性化センターあすばる大崎
- ・あすばる物産館

②無償譲渡の相手先

三重県四日市市西新地 203 番地
阿部商事有限会社

③無償譲渡の期日

令和3年4月1日



【あすばる大崎】



【あすばる物産館】

大崎町指定管理者の指定について

問 企画調整課 広報観光係
☎476-1111 (225・226)

大崎町では、令和3年4月からの新たな指定管理者を募集しておりましたが、令和2年12月に開催されました大崎町議会において関連議案が可決され、次のように指定管理者を指定しましたのでお知らせします。

①管理施設名

- ・大崎町くいの松原キャンプ場
- ・大崎町益丸プール

②指定管理者名

大崎町菱田 1317 番地 2
アウトドアネットワーク株式会社

③指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）



【くいの松原キャンプ場】



【益丸プール】